

仕 様 書

1 委託件名

高年者デイサービス車両運行業務委託（単価契約）

2 委託場所

草加市谷塚上町704番地3

草加市在宅福祉センターきくの里

3 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。（ただし、日曜日及び12月29日から翌年1月3日までの6休館日並びに施設が指定した休館日を除く。）

4 積算方法

1時間当たりの契約単価（消費税及び地方消費税の額を除く。）を見積もること。

5 支払方法

業務完了後（月払い）

6 業務内容

(1) 委託日数

306日

(2) 委託時間

施設の指定した送迎の3時間30分を基本とし、延長もある。

(3) 高年者デイサービスセンター利用者の送迎輸送

社会福祉法人草加市社会福祉事業団の福祉車両（3台）による高年者デイサービスセンター利用者の送迎輸送に関する事。ただし、3台目の送迎開始日については、別途協議する。

(4) 乗降りの安全確認

運行車両の乗車、降車の際は利用者の安全確保を徹底し、速やかに行われるよう担当職員に協力し、シルバーカー、車椅子等の積み込みを行うものとする。

(5) 走行中の安全確保

走行中の安全確保の徹底と利用者に対する安全確保のため、急加速、急

ブレーキ、段差、悪路の走行時の衝撃等は、やむを得ない状況を除いて極力避けなければならない。

(6) 車両の安全確保と清掃

業務開始前に輸送車両の点検と清掃を行い、万全な車両の保守に努めなければならない。

(7) 事故発生時の処置

送迎輸送の業務中、万一交通事故その他緊急事態が発生したときは、添乗職員と共に直ちに適切な処置を講ずるとともに、関係者に通報しなければならない。

(8) 経路、時間等の確認

車両の運行経路は、あらかじめ甲から指示された場所の確認と所要時間の調査をし、報告しなければならない。

(9) 運行記録表

指定された運行報告書に所要事項を記入し、確認印を受けるものとする。

(10) 任意保険

対人賠償無制限、対物賠償無制限、人身障害 3, 0 0 0 万円、搭乗者傷害 1, 0 0 0 万円、車両保険無制限で加入しなければならない。

(11) その他

その他送迎輸送業務等の必要事項について、その都度甲と協議のうえ実施するものとする。

7 共通事項

(1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、又は提供してはならない。

(3) 事業団品質マネジメントシステム（IS09001）の取り組みに協力すること。

(4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。

(5) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(6) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関

する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (ア) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

仕様書

1 委託件名

生きいき元気サロン運行業務委託（単価契約）

2 委託場所

草加市谷塚上町704番地3

草加市在宅福祉センターきくの里

3 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（期間内の水曜日とする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの6休館日及び施設が指定した休館日を除く。）

4 積算方法

1時間当たりの契約単価（消費税及び地方消費税の額を除く。）を見積もること。

5 支払方法

業務完了後（月払い）

6 業務内容

(1) 委託日数

52日

(2) 委託時間

施設の指定した送迎の2時間を基本とし、業務の延長もある。

(3) 生きいき元気サロン利用者の送迎輸送

社会福祉法人草加市社会福祉事業団の福祉車両（2台）による生きいき元気サロン利用者の送迎輸送に関すること。

(4) 乗降りの安全確認

運行車両の乗車、降車の際は利用者の安全確保を徹底し、速やかに行われるよう担当職員に協力し、シルバーカー、車椅子等の積み込みを行うものとする。

(5) 走行中の安全確保

走行中の安全確保の徹底と利用者に対する安全確保のため、急加速、急ブレーキ、段差、悪路の走行時の衝撃等は、やむを得ない状況を除いて極

力避けなければならない。

(6) 車両の安全確保と清掃

業務開始前に輸送車両の点検と清掃を行い、万全な車両の保守に努めなければならない。

(7) 事故発生時の処置

送迎輸送の業務中、万一交通事故その他緊急事態が発生したときは、添乗職員と共に直ちに適切な処置を講ずるとともに、関係者に通報しなければならない。

(8) 経路、時間等の確認

車両の運行経路は、あらかじめ甲から指示された場所の確認と所要時間の調査をし、報告しなければならない。

(9) 運行記録表

指定された運行報告書に所要事項を記入し、確認印を受けるものとする。

(10) 任意保険

対人賠償無制限、対物賠償無制限、人身障害 3, 000 万円、搭乗者傷害 1, 000 万円、車両保険無制限で加入しなければならない。

(11) その他

その他送迎輸送業務等の必要事項について、その都度甲と協議のうえ実施するものとする。

7 共通事項

(1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、又は提供してはならない。

(3) 事業団品質マネジメントシステム（IS09001）の取り組みに協力すること。

(4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。

(5) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(6) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴

力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (7) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

仕 様 書

1 委託件名

認知症高齢者音楽・回想療法教室車両運行業務委託（単価契約）

2 委託場所

草加市谷塚上町704番地3

草加市在宅福祉センターきくの里

3 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間のうち指定した日とする。

4 積算方法

1時間当たりの契約単価（消費税及び地方消費税の額を除く。）を見積もること。

5 支払方法

業務完了払い（月払い）

6 業務内容

(1) 委託日数

20日

(2) 委託時間

施設が指定した2時間を基本とし、業務の延長もある。

(3) 認知症高齢者音楽・回想療法教室利用者送迎輸送

社会福祉法人草加市社会福祉事業団の福祉車両（2台）による認知症高齢者音楽・回想療法教室の利用者の送迎輸送に関すること。

(4) 乗降りの安全確認

運行車両の乗車、降車の際は利用者の安全確保を徹底し、速やかに行われるよう担当職員に協力し、シルバーカー、車椅子等の積み込みを行うものとする。

(5) 走行中の安全確保

走行中の安全確保の徹底と利用者に対する安全確保のため、急加速、急ブレーキ、段差、悪路の走行時の衝撃等は、やむを得ない状況を除いて極力避けなければならない。

(6) 車両の安全確保と清掃

業務開始前に輸送車両の点検と清掃を行い、万全な車両の保守に努めなければならない。

(7) 事故発生時の処置

送迎輸送の業務中、万一交通事故その他緊急事態が発生したときは、添乗職員と共に直ちに適切な処置を講ずるとともに、関係者に通報しなければならない。

(8) 経路・時間等の確認

車両の運行経路は、あらかじめ甲から指示された場所の確認と、所要時間の調査をし、報告しなければならない。

(9) 運行記録表

指定された運行報告書に所要事項を記入し、確認印を受けるものとする。

(10) 任意保険

対人賠償無制限、対物賠償無制限、人身障害 3, 0 0 0 万円、搭乗者傷害 1, 0 0 0 万円、車両保険無制限で加入しなければならない。

(11) その他

その他送迎輸送業務等の必要事項について、その都度甲と協議のうえ実施するものとする。

7 共通事項

(1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、又は提供してはならない。

(3) 事業団品質マネジメントシステム（IS09001）の取り組みに協力すること。

(4) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。

(5) 草加市との協定に基づき、受託者は、草加市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 31 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(6) 草加市との協定に基づき、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事

項を遵守すること。

(ア) 受託者及び受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

(イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。